

今年の水戸商工会議所議員改選の年

1200人の議員を選出するための議員制度・選挙・選任方法について

水戸商工会議所は、会員の中から選ばれた1200人の議員によって事業を運営しているが、今年には、議員改選の年にあたる。

現在就任している議員は、令和4年10月31日をもって任期が満了となることから、11月1日から3年間、会議所事業運営に携わる議員を選挙・選任することとなる。

議員とは？

議員は、「商工会議所法」に基づき、「会員事業所の中から選ぶ地域商工業者の代表」と定められている。

選出された議員は、当所の最高議決権機関である「議員総会」の構成員として、運営の意思を決定する。

議員定数は1200人

当所の会員約4,000人から、代表として1200人の議員を選出する。そのため、幅広い分野からバランスのとれた議員構成とするために、選挙・選任方法が3つに区分されている。

これは、商工会議所法第41条1号、3号に規定されていることから、それぞれ1号議員、2号議員、3号議員と呼ばれている。

議員の選任方法は次の通り。

1号議員（定数60人）

「会員全体の代表」という性格の強い議員。

会員と特定商工業者からの投票によって選出される。

2号議員（定数42人）

「業種別代表」といった性格の強い議員。

全会員が業種ごとに所属する部会（9部会）において選任される。

3号議員（定数18人）

会議所の事業運営を推進する上で必要な商工業者が選任される。

議員構成が業種・業態・地域などを網羅することから、会頭が常議員会の同意を得て、会員の中から選任される。

選挙権について

議員選挙で選挙権を持つことができるのは、会員と特定商工業者の2者に限定され、被選挙権については、会員に限定される。

ただし、水戸市内に所在地を持たない「特別会員」を除く。条件は次の通り。

1号議員の選挙権・被選挙権 会員の選挙権

令和4年度までの会費を全額9月20日までに完納していること。

令和4年3月31日までに加入した会員で会費を分納している者は、令和4年度前期分を9月20日までに完納していること。

令和4年度における会費の増口分は、増口分全額を9月20日までに完納していること。

会員の被選挙権

9月27日の選挙告示日以前1年以上加入している会員で、被選挙権取得の条件を満たしていること。

特定商工業者の選挙権

会員に加入していない特定商工業者には、該当する令和2年・3年度の負担金を9月20日までに納入していること。

2号議員の選挙権・被選挙権

1号議員の選挙権および被選挙権資格条件と同様だが、会費納入基準日は8月31日までとなる。

3号議員の選挙権・被選挙権

1号議員の被選挙権資格条件と同様だが、会費納入基準日は8月31日までとなる。

特定商工業者とは

水戸商工会議所の地区内において、引き続き6カ月以上事業所を有し、資本金が300万円以上の法人、常時使用する従業員数が20人（商業・サービス業は5人）以上の、いずれか、または両方に該当する法人・個人。ただし、常澄・内原地区を除く。商工会議所法の定めによって特定商工業者として指定され、法定台帳の提出と負担金3,000円の納付が求められている。

議員選挙・選任の流れ

09月01日

2号議員・3号議員の被選任資格者決定
・選挙人名簿に掲載される有資格者の決定。

・部会員数と負担する口数が決定する。

条件

令和4年度までの会費を完納している会員が対象。（特別会員を除く）会費を分納している場合は、前期分を完納していること。

09月01日

常議員会で3号議員が選任される。
選挙人名簿に掲載された有資格者の部会員数と負担する口数を勘案して、部会ごとに定数の割り当てを行う。

※3号議員の選任

会頭が、9月9日、茨城県産業会館大会議室で行われる常議員会の同意を得て、会員の中から選任される。

09月20日～27日

各部会で総会が開かれ、それぞれ2号議員が選任される。

※2号議員の選任

各部会の総会において、それぞれ定数割りされた人数の2号議員が選任される。

会場は、当所または部会ごとに定められた場所で行われる。
これらは、議員の選挙および選任に関する規約に基づいて行われる。

部会は次の9つ。

- ①小売商業部会 ②自動車・交通部会
 - ③卸商業部会 ④工業部会
 - ⑤金融・経営支援部会 ⑥建設部会
 - ⑦情報文化部会 ⑧観光サービス部会
 - ⑨社会サービス部会
- 全会員は、それぞれが必ず1つの部会に所属している。